

毎週火、金曜日に発行（但休日となるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇条例 鳥取県委員会条例の一部を改正する条例
- ◇県会規則 鳥取県会会議規則の一部改正
- ◇県会告示 鳥取県会運営委員会規程の一部改正
- 鳥取県会事務局規則の一部改正
- 鳥取県会事務局図書室規程の一部改正
- 鳥取県会傍聴規則の一部改正
- ◇雑報 鳥取県会議員慶弔内規の一部改正
- 鳥取県会事務局処務規程の一部改正
- 鳥取県会事務局衛視制服規程の一部改正
- 鳥取県会事務局防火規程の一部改正

条 例

鳥取県委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

鳥取県委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県委員会条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県議事委員会条例

附 則

この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。

県 会 規 則

鳥取県会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県議会議長 竹 中 栄

鳥取県会規則第一号

鳥取県会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県会会議規則（昭和三十一年九月鳥取県会規則第

一号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。
 鳥取県議会会議規則
 第十四条の見出しを「(議会運営委員会)」に改め、
 同条中「(県会運営委員会)」を「議会運営委員会」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十七年十月一日から施行する。

県 会 告 示

鳥取県会告示第一号

鳥取県会運営委員会規程(昭和三十二年十二月鳥取県
 会告示第十三号)の一部を次のように改正し、昭和三十
 七年十月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県議会議長 竹 中 栄

題名を次のように改める。

鳥取県議会運営委員会規程

第一条中「鳥取県会」を「鳥取県議会(以下「議会」という。)」に、「(県会運営委員会)」を「議会運営委員会」に改める。

第二条中「(県会)」を「議会」に改める。

鳥取県会告示第二号

鳥取県会事務局規則(昭和三十一年十二月鳥取県会告
 示第二号)の一部を次のように改正し、昭和三十七年十
 月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県議会議長 竹 中 栄

題名を次のように改める。

鳥取県議会議員規程

第一条中「鳥取県会事務局」を「鳥取県議会議事務局」
 に改める。

第二条中「(県会)」を「議会」に、「(県議議長)」を「議
 長」に、同条第七号中「(県会議事堂)」を「議会議事堂」
 に、同条第九号中「(県会図書室)」を「議会議事室」に改

める。

鳥取県会告示第三号

鳥取県会事務局図書室規程(昭和二十二年二月鳥取県
 会告示第十五号)の一部を次のように改正し、昭和三十
 七年十月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県議会議長 竹 中 栄

題名を次のように改める。

鳥取県議会議室規程

第一条中「鳥取県会事務局図書室」を「鳥取県議会議
 書室」に改める。

第四条中「(県会運営委員会)」を「議会運営委員会」に
 改める。

第十条中「(鳥取県会印)」を「鳥取県議会議会印」に改める。

第十二条中「(鳥取県会事務局規則)」を「鳥取県議会議
 務局規則」に、「(県会運営委員会)」を「議会運営委員会」
 に改める。

鳥取県会告示第四号

鳥取県会傍聴規則(昭和二十一年十一月鳥取県会告示
 第三号)の一部を次のように改正し、昭和三十七年十月
 一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県議会議長 竹 中 栄

題名を次のように改める。

鳥取県議会議傍聴規則

第一条中「(県会)」を「議会」に、「(県会事務局)」を
 「議会議事室」に改める。

雑 報

鳥取県議会議員慶弔内規の一部を改正する内規

鳥取県議会議員慶弔内規(昭和三十一年四月一日決定)
 の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県議会議員慶弔内規

この内規中「(県会運営委員会)」を「議会運営委員会」

に改める。

附 則

この内規は、昭和三十七年十月一日から施行する。

鳥取県会事務局処務規程の一部を改正する規程

鳥取県会事務局処務規程(昭和三十一年十二月)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県議会議事堂

この規程中「国会」を「議院」に改める。

第一条総務課の項の「議院」を「議院議事堂」に改める。

第十三条中第一類永久保存の項の第一号を次のように改める。

一 議院議事堂

附 則

この規程は、昭和三十七年十月一日から施行する。

鳥取県会事務局衛視制服規程の一部を改正する規程

鳥取県会事務局衛視制服規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県議会議事堂

附 則

この規程は、昭和三十七年十月一日から施行する。

鳥取県会事務局防火規程の一部を改正する規程

鳥取県会事務局防火規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県議会議事堂

この規程中「議院議事堂」を「議院議事堂」に、「国会事務局」を「議院事務局」に改める。

附 則

この規程は、昭和三十七年十月一日から施行する。

昭和四十四年四月二十三日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市栗町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県印刷所
一部月極二五〇円(送料共)